

## お知らせ

ざまホットライン ZAMA HOT LINE

年金の未納や未加入がある60歳以上の方へ  
国民年金任意加入制度

やむを得ない事情で国民年金保険料を納めていない方、国民年金に加入していなかった期間がある方は、「任意加入制度」の利用で老齢基礎年金受給額を増やすことができます。

老齢年金を受け取るには、原則120月（10年）以上の年金保険料納付期間（厚生年金加入期間や保険料免除期間などを含む）が必要ですが、60歳時点で年金保険料納付期間が120月に満たない場合は、65歳になるまで国民年金に任意加入し、保険料を納めることで、120月を目指すことができます。さらに、65歳時点で120月に満たない場合には70歳になるまで120月を上限として国民年金に任意加入ができます（昭和40年4月1日以前に生まれた方が対象）。

また、60歳時点ですでに120月を満たしている方でも、65歳になるまで480月（40年）を上限として国民年金に任意加入し、受け取る年金の額を増やすことができます。

この他に、海外に住む方の任意加入制度などもあります。詳しくは問い合わせ先へお問い合わせください。

※保険料の支払いは、加入申し込みをした日の月の分から。

【申込】基礎年金番号が分かるもの、預金通帳とその届出印を市役所1階国保年金課または厚木年金事務所へ

※60歳以降の任意加入は原則口座振替となります。

※加入・納付状況に応じて戸籍謄本などが必要になる場合があります。

【問合せ】厚木年金事務所国民年金課 ☎046(223)7171

【担当】国保年金課 ☎046(252)7035 FAX046(252)7043

## 危険ブロック塀等撤去補助金

地震による倒壊の恐れのあるブロック塀（コンクリートブロック塀石積塀、万年塀、門柱）などの撤去費用の一部を助成します。詳しくは担当へお問い合わせください。

【対象】次の全てに該当するもの

- 道路からの高さを60センチメートル未満にする工事（道路に面さない部分は対象外）
- 申請者がブロック塀の所有者である
- ブロック塀等点検表で危険と判断される
- 未着工の工事
- 令和5年3月31日までに完了し、実績報告書の提出ができる工事

【補助率】▼通学路=撤去費用（税抜）の4分の3（上限15万円）▼通学路以外=撤去費用（税抜）の2分の1（上限10万円）

【申請方法】市役所4階建築住宅課で配布する申請書・点検表（市ホームページからダウンロード可）、案内図、塀の位置・延長・高さを記載した図面、現況写真（ブロック塀などの全景、工事部分、撮影日付入りのもの）、撤去の見積書写し（施工業者名、所在地、電話番号の記載と押印があるもの）を直接担当へ

【担当】建築住宅課 ☎046(252)7396 FAX046(255)3550

## 市民の皆さんからのご意見を～パブリックコメント情報～

## （仮称）座間市個人情報保護法施行等条例の骨子(案)にご意見を

令和3年に個人情報の保護に関する法律の改正が行われ、地方公共団体には令和5年4月1日から適用されることに伴い、「（仮称）座間市個人情報保護法施行等条例骨子(案)」を作成しましたので、内容をお知らせするとともに、皆さんのご意見を募集します。頂いたご意見に対する市の考えは、市ホームページなどで公表します。

【意見を提出できる方】市内在住・在勤・在学者、市内に事業所などを有する法人またはその他団体、公募事案に利害関係を有する方

【募集期間】8月22日(月)～9月22日(木)

【閲覧】市ホームページまたは市役所4階文書法制課・1階市民情報コーナー、各出張所、青少年センター、市民館、北・東地区文化センター、図書館、各コミュニティセンター

【意見の提出方法】市LINE公式アカウント・市ホームページから電子申請、住所、氏名（法人などは名称と代表者氏名）、電話番号を明記し、任意の様式で〒252-8566座間市役所文書法制課宛てに郵送（必着）、ファクスまたは直接担当へ

※市内在勤者は事業所名と所在地、市内在学者は学校名と所在地、法人などは所在地を加えて記入してください。

【担当】文書法制課 ☎046(252)8144 FAX046(255)3550

## 木造住宅無料耐震相談会

昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅を対象に、無料耐震相談会を実施します。

【日時】9月24日(出)9:30～16:00※相談は約45分で時間予約制（申込順）。

【場所】東地区文化センター1階第2集会室

【相談員】神奈川県建築士事務所協会 座間支部会員

【持物】受け付け後に市が送付する書類、確認申請などの図面（略図可）、建物状況が分かる写真など

【申込】9月5日(月)までに電話、ファクスまたは直接担当へ

※次回開催は令和5年2月下旬を予定しています。

なお、市では、建物の耐震診断について、電話や訪問などによる個別の勧誘は行っていません。

## 相談会参加者への補助

相談会に参加した方へ次の通り補助します。なお、耐震改修をした場合には、所得税額の特別控除および固定資産税額の減額措置制度があります。

【耐震診断を希望する方】

耐震診断費用の2分の1（上限5万円）

【改修計画書の作成を希望する方】

改修計画書作成費用の2分の1（上限5万円）

【耐震改修工事を実施する方】

現場立ち会い費用の2分の1(上限3万円)と耐震工事費用の2分の1(上限50万円)、一定の収入に満たない場合は20万円加算、市内施工者を利用した場合は20万円加算

※一般財団法人日本建築防災協会では、自宅などのパソコンから簡単に建物の耐震診断ができるプログラム「誰でもできるわが家の耐震診断」を配信しています。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【担当】建築住宅課 ☎046(252)7396 FAX046(255)3550

## 県消防操法大会 市消防団第1分団が優秀賞を獲得

7月27日に第54回神奈川県消防操法大会が開催され、市の代表として出場した消防団第1分団が「小型ポンプ操法の部」で優秀賞を獲得しました。

小型ポンプ操法とは、ホース3本を延長・放水し、標的を倒すまでの時間と士気・規律・迅速な行動などの正確性を競うもので、県下いずれのチームも高い技術で競り合う中、第1分団は日頃の訓練の成果を十分に発揮しました。

【担当】警防課 ☎046(256)2412 FAX046(256)2215



大会の様子



優秀賞を獲得した市消防団第1分団

## 「子どもの人権110番」強化週間に電話相談受付

横浜地方法務局と県人権擁護委員連合会による電話相談を受け付けます。

【日時】8月26日(金)～9月1日(木)8:30～19:00（土曜・日曜日は10:00～17:00）

【内容】学校における「いじめ」や家庭内における児童虐待など、子どもに関わる心配事や困っていることを相談する

☎☎0120(007)110（無料）

【担当】広聴人権課 ☎046(252)8087 FAX046(252)0220

## 配偶者などからの暴力に悩んでいる方へ

## 女性相談のご利用を

配偶者や恋人などからの暴力（DV＝ドメスティック・バイオレンス）に悩んでいませんか。これらの暴力には、身体的暴力をはじめ精神的暴力や経済的暴力など、さまざまなものが挙げられます。1人で考え込まずに女性相談をご利用ください。

【日時】月曜～金曜日9:00～12:00、13:00～17:15（祝・休日を除く）

【場所】市役所1階広聴人権課（電話相談可）

※秘密は守られます。

【担当】広聴人権課 ☎046(252)8483 FAX046(252)0220